

令和3年度第1回青森県子どもの貧困対策等推進委員会

日時：令和3年8月27日（金）

15：00～16：40

オンライン開催

（事務局）

ただいまから、令和3年度第1回青森県子どもの貧困対策等推進委員会を開催いたします。開会にあたり、こどもみらい課長の最上からご挨拶申し上げます。

（最上こどもみらい課長）

令和3年度第1回青森県子どもの貧困対策等推進委員会の開催に当たり、一言御挨拶を申し上げます。本日はお忙しい中、また新型コロナウイルス感染症が非常に拡大している中、御参加いただきまして、誠にありがとうございます。昨年度は皆様方の御尽力により「第2次青森県子どもの貧困対策推進計画」を策定することができました。県では、この第2次計画に基づきまして、既にさまざまな政策の展開を行っているところでございます。今日の議題につきましては2つございます。1つは、第1次計画の最終報告になりますが、昨年度既に第2次計画を策定するに当たりまして評価を行ったところですが、最終的にこの5年間の評価として、皆様からの御意見をいただきたいと思っております。2つ目は、ひとり親家庭への支援でして、第2次計画では、第1次計画に比べてひとり親家庭に対する支援については記載を増やしているところですが、その内容について、今後5年間でどう具体化していくかということについて、事務局で資料をまとめましたので、これについて御意見をいただければと考えております。今回Zoomでの開催となり、事前に皆様方から内容についての御意見をお願いしておりましたが、非常にたくさんの御意見をいただき、その点についても御協力に感謝申し上げます。

本日は、皆様方から忌憚のない御意見、御提言を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

（事務局）

議事は委員会設置要綱第4条第2項の規定により、委員長が会の議長となりますので、ここからの進行は委員長にお願いいたします。

（後藤委員長）

次第に沿って進めて参ります。まずは（1）協議事項の①です。青森県子どもの貧困対策推進計画の各施策の評価等について、事務局から説明をお願いします。

【事務局：資料1により説明】

(後藤委員長)

今の協議事項の①について、あらかじめ質問等をいただきましたので、その内容とその回答について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

【追加資料】としてお送りしている「委員からの質問」という資料に基づき、順に事務局から御説明いたしますが、関連のある質問に対しては併せて御説明させていただきます。

番号1資料1-1のスクールソーシャルワーカー配置事業と番号10について学校教育課から御説明します。

(事務局：学校教育課)

スクールソーシャルワーカーの活用のより一層の推進を図るために、配置校等における活用及び実施の諸課題等について協議や情報交換を行い、学校における教育相談体制の充実や教員の資質向上に資する趣旨で、4月および2月にスクールソーシャルワーカー活用連絡協議会を開催しております。今年度は公益社団法人青森県社会福祉士会にスクールソーシャルワーカーの高度な専門性に関する講演をお願いしたところ、快く引き受けていただきました。4月の1回目の会議は新型コロナウイルス感染症拡大により中止となりましたが、2月は開催予定となっております。

スクールソーシャルワーカーの養成研修の制度化等については、必要であると感じるもののスクールソーシャルワーカーの個人が所有している資格や現在の業務内容の調査、制度化するために必要な予算についてなど様々な問題が山積されております。

県教育委員会といたしましては、今後もスクールソーシャルワーカー活用連絡協議会の内容充実を図って参りますので、スクールソーシャルワーカーの方々も積極的に会議・研修会等に参加し、自己研鑽を重ねていただきたいと考えております。

また、番号10の質問については、これから社会の中でスクールソーシャルワーカーの役割が重要視されることから、予算面についてはできるだけ要求していきたいと考えております。

(事務局)

次に番号2「社会的居場所づくり」の支援について御説明します。

(事務局：生涯学習課)

生涯学習課における社会的居場所づくりの支援に関連する取組として、2つの事業を行っております。1つ目は、地域学校協働活動推進事業です。この事業は、幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支え、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する体制づくりを推進することを目的としたものです。具体的な取組としては、県内における地域学校協働活動の総合的な在り方を検討するほか、子どもの放課後対策の諸問題について協議するなど、地域学校協働活動及び放課後子ども総合プランの総合的な推進を図るための会議を開催しています。また、地域と学校が協働する仕組みづくりに関わる市町村教育委員会担当者や地域学校協働活動推進、子どもたちに様々な体験や学習活動の機会を提供する放課後子ども教室に

関わる指導員等の資質向上を図るための研修会も実施しています。2つ目の取組としては、学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助です。放課後子ども教室を含む地域学校協働活動の取組を行う市町村に補助金を交付しています。

(事務局：健康福祉政策課)

健康福祉政策課では、教育支援の事業として町村部の生活困窮世帯の児童生徒に対して学習支援を行っています。町村部に限っているのは生活困窮者への支援制度は市部については市が、町村部については県が実施することとなっているためです。それでは当課が行っている学習支援の状況を御説明します。

学習支援の対象は、小学校4年から中学校3年ですが、必要に応じて、高校生、高校中退者、中学卒業後進学をしていない方も対象としています。また、学習支援のほか、進路相談や親への支援は、希望があれば家庭訪問による個別対応も行うこととしています。この事業では学習会を開催するだけではなく、子どもたちの日常生活習慣の形成、社会性の育成、子どもが安心して通える居場所の役割を担うものとして実施しております。実際、学習会に参加した子どもの保護者へのアンケートでは、子どもが楽しかったと話していることや、委託先の報告からは、支援員に対し、子どもが学校や友だち、家族の相談をしていること等を聞いております。

学習会では、このように子どもたちの居場所の役割も担っているのではないかと考えております。

(事務局：こどもみらい課)

最後にこどもみらい課から関連する取組について御説明します。青森県社会福祉協議会での取組として、社会福祉法人の社会貢献活動「青森しあわせネットワーク」では自立を支援するための総合的な相談を行うとともに、就労・社会参加活動の提供、居場所づくりを行っています。

(事務局：学校教育課)

番号3 教員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修について、番号11と併せて御説明します。

日本の子どもの貧困率が高まっている中で、学校が子どもの貧困対策のプラットフォームであると言われている以上、教職員には貧困対策に対する基礎的知識や対応が求められています。教職員は子供たちと日常的に触れ合っていることを考えますと、より現場目線に立った校内研修が必要とされています。特に基本的な対応の仕方がわからず、苦勞している教職員に対しては、スクールソーシャルワーカーを仲介して市町村にある子育て支援課や福祉事務所等と日常的に連携しながら助言を仰ぐ場面を意図的に設定していく必要があると感じております。校長、教頭の管理職は、自分の学校の教職員の状況に鑑み、校内研修等を積極的に実施することが大事であります。また、職員会議等において、令和2年3月に作成された「あおり地域の子ども支援ガイドブック」を活用した研修も有効と捉えております。

番号11では、教員研修等が実施事業に含まれていないというご意見がありました。子どもの貧困対策に関わる教員研修はこれからもますます必要となります。委員の方々の御意見を参考に、

今後検討していきたいと考えております。

(事務局：こどもみらい課)

番号4 保護者に対する就労の支援について御説明します。各福祉事務所の支援窓口では、母子・父子自立支援員が生活一般や就労、経済的支援について相談指導を行っています。また、青森県母子寡婦福祉連合会で行っている母子家庭等就業・自立支援センターでは地域生活支援事業などで生活面を支援するとともに、就業相談員による就業支援等を行っています。また、県では今後、児童扶養手当現況届時に町村役場内で養育費を含む生活、就労等の集中相談会を実施することの検討等、総合的な相談体制を強化したいと考えています。

(事務局：こどもみらい課)

番号5 県立大学生・私立専門学校生に対する経済的支援についてです。こちらについては、県立大学、私立専門学校については県担当課において既に実施しており、高等専門学校についても、1～3年生は「国公立高校生等奨学のための給付金」や4年生以上は「高等教育の修学支援新制度」の対象となっています。

(事務局：生涯学習課)

番号6 特に配慮を要する子どもへの支援について御説明します。当課では、中途退学者などの社会的支援を要する子どもへの支援として「自然体験・交流塾」を行っています。この取組は、不登校が続いている高校生や引きこもり、ニート等の課題を抱える状況にあり、社会とのつながりやきっかけを求めている16歳から概ね40歳の若者を対象とし、種差少年自然の家及び梵珠少年自然の家を主な活動場所として、それぞれ年3回ずつ実施しています。野外炊事やトレッキングなどの自然体験活動や創作活動、就労体験等を通して、支援団体職員やボランティアと参加者が一緒に交流することにより、参加者が他者とのコミュニケーションに対して自信を持つきっかけとなっています。今年度につきましては、第1回は6月に梵珠少年自然の家で、7月に種差少年自然の家で実施し、第2回は9月に予定していましたが、コロナの状況によって残念ながら中止となっています。今年度最後の開催となる、第3回は、1月と2月に予定しており、無事開催できればと思っていますところ です。

(事務局：こどもみらい課)

番号6について、こどもみらい課からも御説明します。当課では、例えば養育機能の弱い子ども等や家庭不和により子ども自身が日常生活に支障がある場合は、児童相談所で相談支援を行うほか、子どもの居場所づくりを進めるための取組を行っています。また、特性を持つ義務教育を終えた制度に繋がらない子どもに対しては、例えば就労を希望する場合は、青森県発達障害者支援センターで、就労に関する相談や情報提供を行っているところです。

(事務局：こどもみらい課)

番号7 精神疾患等への対応について、こどもみらい課から御説明します。資料1-1につい

ては、平成28年度から令和2年度を計画期間とした第1次計画の取組や評価についてお示ししています。第2次計画に具体的な記載はありませんが、「新型コロナウイルス感染症等への影響への支援」の(2)生活環境の変化に対応した支援において、相談窓口に公認心理師等を配置するなど、専門性を強化することを検討したいと考えています。

(事務局：学校教育課)

番号8に関しては、9番の御質問とも関連しますので、併せて学校教育課から御説明します。まず就学援助制度の周知についてですが、市町村のホームページを利用するなど、多くの人目に触れる機会を増やすよう、市町村教育委員会に対して、制度の周知方法の見直しを図るように働きかけていきたいと考えております。

次に番号9の就学援助制度に関する周知状況が入学時に大きく低下した理由ですが、令和2年度は文部科学省就学援助実施状況調査の質問に対する回答の選択肢がこれまでの調査から変更となり、就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布、学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布という項目が追加され、就学援助制度の書類を配布するタイミングについて細分化されました。このため、入学する前に行われる就学時健康診断や入学説明会の段階で既に書類を配布していた市町村が選択肢を変えたことにより、入学時に配布という項目だけを見ると数値が低下しているように見えますと考えられます。しかし、実際には入学よりも前から制度の周知を行っているということが明確になりました。

また、周知資料についてですが、制度を理解してもらえようわかりやすい文面にすることや、対象となる年間所得の目安額を記載することなどの配慮をしていると、市町村教育委員会から聞いております。

(事務局：こどもみらい課)

番号8と番号9について、こどもみらい課から御説明します。母子寡婦福祉資金の関係ですが、国においてもひとり親家庭の支援施策の積極的な周知・広報について通知があり、今後、テレビCMやLINEなどのSNSを活用し、制度等の周知の強化を検討していきたいと考えています。

また、ひとり親家庭支援として集中相談会等での制度周知を検討していきたいと考えています。

母子父子寡婦福祉資金は、他の制度が活用できる場合、ほかの制度の活用を優先することとされていること、対象者は資金が必要な時期や金額を考慮して貸付を受けていること等が理由として考えられるかと思えます。保証人の要件についても、個々の事情に応じて柔軟に対応するなど、利用のしやすさに努めています。

周知については、テレビCMやLINEなどのSNSを活用し、制度等についての周知の強化を検討していきたいと考えております。

(事務局：健康福祉政策課)

番号9 生活保護世帯の子どもの高校中退率ですが、資料の1-2の表では、令和元年度から令和2年度直近の数字については2.6%から3.6%と悪化しているように見えるのですが、それ以前の平成28年度からの推移を見ていただくと、2.4%から2.2%、3.1%、2.6%、3.6%と増減を繰

り返しており、直近の5年間からは明らかな傾向は読み取れないという状況にあります。ただ、計画策定時の平成25年度の4.0%と比較すると、いずれの年度も改善傾向にあります。中退者数について、実数としては30年度が12名、令和元年度9名、令和2年度13名と、年度により人数もまちまちです。

(事務局：こどもみらい課)

番号9で、児童養護施設の高卒の就職率が低下、進学率が上昇したことについては、後ほど後藤委員と佐々木委員から御意見をお伺いできればと思っております。

(事務局：学校教育課)

番号12「進学力を高める高校支援事業」について学校教育課から御説明します。令和元年度の青森県内の国公私立高等学校の中途退学者数は311人で、中途退学率は0.9%でした。中途退学理由の主なものとして1番多いのが、学校生活・学業不適合が41.2%、次に進路変更が38.2%、さらに病気・怪我・死亡が9.6%と続きました。経済的理由は0.6%ととても少ない状況でしたが、この中途退学の理由に関しては、一概に特定できるものでもなく、色々な要因理由が重なっていると思います。これらのことから生徒1人1人の悩みを含めた課題を生徒に寄り添った支援で解決できるよう働きかけ、それぞれが持つ素晴らしい個性を伸ばしていくことが必要であると考えています。学び続けることの重要性から、大学進学まで目標を持たせるための支援も必要だと感じております。

(事務局：青少年・男女共同参画課)

番号13「子ども・若者を地域で支える体制強化事業」について青少年・男女共同参画課から御説明します。「地域ネットワーク会議」とは、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するための「子ども・若者育成支援推進法」第19条により、地方自治体に設置の努力義務が課されている子ども・若者支援地域協議会の下部組織として、県内3地域にネットワーク会議を設置しているものです。また「子ども・若者育成支援推進法」第24条では、協議会の事務に従事する者等に守秘義務を課しており、当事者本人の同意が得られれば、そのネットワーク会議の構成機関間で個人情報の共有が可能です。そのことから横のつながりを作るために、学校に情報提供をするためには学校が協議会の構成機関になっている必要があると考えております。しかし、地域ネットワーク会議の現状は、構成機関どうしの相互理解を深めるために、各機関の支援内容にかかる情報交換を行っている段階であり、各機関が関わる実際の当事者等の具体的な支援方法について検討する時間を設けるには至っておりません。また、現在のネットワーク会議で高等学校に在学する当事者等の支援方法を検討する必要が発生した場合には、当該学校への情報提供方法についても、そのネットワーク会議の中で検討する必要があると考えております。小中学生につきましては、教育委員会と地域の教育事務所がそれぞれ3地域ネットワーク会議の構成機関になっていますので、情報提供方法の検討は不要となっております。高校に在学する当事者等の支援についてはこれから検討していく必要があると考えているところです。

(事務局：教職員課)

番号14 高校の再編統合が進むことにより、自宅から通うのが困難、あるいは通学費用が高額になっている方がいるということで、それに関連する対策が取られているのであればという御質問をいただいています。これについて教職員課から御説明します。資料1-3の11頁青森県育英奨学金(高校奨学生)の令和2年度見直し(課題・今後の取組の方向性)の欄に記載しています。現行の高校奨学金制度に一定の要件を満たす場合に返還免除となる制度を令和2年度から実施しています。具体的には、「高等学校奨学金通学費等返還免除制度」といまして、対象者は県育英奨学会の高校奨学金の奨学生のうち、生活保護受給世帯を除く市町村所得割非課税世帯の生徒で通学費では1カ月当たり1万円、下宿生は1カ月当たり12,000円を超える額を負担している世帯としています。返還免除額につきましては、奨学金の貸与月額または対象経費の1か月あたりの実費相当額のうち、いずれか低いほうの額から、月額で1万円又は下宿生12,000円を差し引いた金額としております。申請手続等につきましては、在学する学校経由で行っておりまして、保護者や生徒に関しましてはチラシ等を配布し周知しているところです。

(後藤委員長)

各委員の皆様からの質問への回答でしたが、質問等がありましたらお願いします。

(吉田委員)

学校現場も本当にコロナも含めて大変な状況なので、先生方に大きな負担をかけるのはどうかという気持ちは常にございますが、何点か書かせていただきました。子どもの貧困について、福祉の方々是非常に熱意を持ってお仕事をされるのですが、教員はどうしても教えることや学習がメインになってくるので、全国的に言われていることですが、なかなか教員の理解が広がらない現状があります。今、教職課程のコアカリキュラムの中では子どもの貧困の学習は必須となっています。しかし、現職の先生はそのようなプログラムを受けてきていません。そういう意味では、やはり教員に見る目があるということが必要になると思います。気づいた場合には、スクールソーシャルワーカーや様々なところと連携しながら対応していきますが、最初に気付くのは、やはり日常的に会う先生です。そのため、ぜひ研修などを充実させていただきたいと思っております。それから中退についてですが、単純に中退だけではなくて、転出で他校に在籍継続し異動になる場合は、中退にはカウントされません。私は、すべての高校の1年生の5月の学校基本調査と3年の学校基本調査を見たことがあるのですが、やはりちょっと気になる数字はあります。また、実際の肉声としても、課題でついていけない子がいたとして、「クラスで1人、2人脱落するのは仕方がないことだよ。うちの学校に間違っって入ってきたんだよ。」というような発言も聞いてびっくりしたことがあります。

中退は、こどもたちの人生にとって非常に大きなことですので、「学校に合わなかったら、辞めるのは当然だ」というような発想は、もう時代に合っていないのかなと思っています。

(後藤委員長)

ありがとうございます。

私は施設の立場から言わせてもらおうと、なかなか教育の見方が違うというか、うまいことヒットしない時はすごくあると感じていました。高校進学の場合でも今おっしゃったように、これが中退につながるかどうかはなんとも言えないのですが、福祉の方とすれば、高校卒業後の自立を見すえての進学の話をするのですが、学校では、少し頑張れば高校入れる、この高校に行けるとか、点数的にはこれだというような提案をされることもあります。結局入ったけれど、先ほどあったように、学校生活・学業不適應が起こりやすくなってしまっているということも現場からすると多々あります。

今のお話にあったように、教員研修の部分でも、福祉的な視点というものも少し持ってもらえれば、様々な意味で子どもたちの心にタッチしていく幅が広がっていくと感じているところもあります。もちろん全部の先生がそうだとということではなくて、同じ子どものことを扱っているのですが、そういう言葉を使うんだとか、そういう感覚で捉えるんだというような、ズレがある場合があります。

また、番号6の質問の「特性を持つ義務教育を終えた制度につながらない子どもの支援」が必要という御意見がありました。私どもの施設もそうですが、義務教育が終わった時に、グループホーム等が少なく、なかなか居住するところがみつからないということが多いので、そのような実状もあって、就労等につながらないということもあります。仮にみつかったとしても、収入も少ないと、様々な生活の場面での大変さが出てきますので、そのようなことも含めて捉えてもらえればと思います。

(後藤委員長)

先ほど子どもみらい課からお話のあった「児童養護施設の高卒の子ども就職率の低下、進学率の上昇にコロナの影響はないか」ということに、佐々木委員から御意見はございますか。

(佐々木委員)

当法人では、法人独自に月3万円の給付型の奨学制度を始めて7年目になります。就職率も進学率も良くなりましたが、全国平均にはなかなか届きません。ただ、これがあるおかげで、まず1つは職員が児童に進学の後押しをしやすくなったというのが、効果として出ているようです。また、進学後も施設とのコンタクトを義務付けております。これは奨学金の条件としており、中途退学の防止効果が出ているように感じます。金銭及びメンタル両面からバックアップしていくことが重要であると考えております。給付型はなかなか公的なものも含めて拡充しないので、民間の条件付でも良いので、もう少し広がっていけばよいと思っています。

他には、一時預かりや避難場所がないという声が聞こえてくるので、一刻も早く児童養護施設の多機能化というのが必須になり、その児童養護施設の中に一時預かり、気持ちのリセットや一時的な休息ができるようなレスパイト的機能も加えていければと考えております。

(後藤委員長)

ありがとうございます。その他、御質問・御意見等はございますか。時間も迫ってきておりますので、もしなければ次に進ませさせていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは、政策の評価等についてはホームページに公表するという事で進めて参りたいと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、続きまして、協議事項の②です。今後5年間で取り組むべきひとり親家庭への支援についてということで、事務局の方から説明をお願いします。

【事務局：資料2により説明】

(事務局：こどもみらい課)

引き続き委員からいただいた質問の回答に移らせていただきます。【追加資料】の15番から19番について回答します。

まず15番は、母子父子寡婦福祉資金につきましては他の制度が活用できる場合は、他の制度の活用を優先することとされていること、また対象者は資金が必要な時期や金額を考慮して、必要に応じて選択しているのではないかとということも考えられます。保証人の要件などについても個々の事情に応じて柔軟に対応するなどを利用のしやすさに努めているところです。周知につきましては、今後、広報媒体、テレビCM、LINE、SNS等を活用して、制度等の周知の強化を検討していきたいと思います。

また、事業所の理解促進につきましては、まずは表彰制度を行うことで、取組の必要性や制度の理解を図り、機運を醸成していきたいと考えています。

16番については、母子寡婦福祉連合会に委託して実施している青森県母子家庭等就業・自立支援センターで実施している法律相談において、継続した相談が可能となるように特定の弁護士を配置し専門性を強化することを検討したいと考えています。同行支援につきましては、現在は取組がなされていませんが、将来的な取組として、検討していければと考えております。

17番については、県の取組は現状ではありませんが、青森県社会福祉協議会の取組を紹介させていただきます。県社会福祉協議会では、県内各地域の「こども宅食」を支援しておりまして、「こども宅食おすそわけ便」では、定期的に食料等を届けることで、社会的に孤立しがちな子育て家庭とつながりをつくることによって、必要な支援に結びつけ、小さな変化に気付きやすい関係性を築くことを目的に実施しております。その活動の中で、中高生世代の本人と相談機関がつながるきっかけづくりの活動として「おすそわけ便+ (プラス)」を、女性用品の無償提供を通じて、相談機関とつながるきっかけ作りの活動として「おすそわけ便じょいふる」を県内各地で実施しています。

18番については、県では、今後児童扶養手当現況届時に役場内で養育費を含む生活、就労等の相談をワンストップでできるよう集中相談会を実施することを検討しています。

19番については、県内の市町村で子育て家庭にLINE等で情報発信している自治体は、40市町村中14市町村、35%で何かの方法で情報発信をしております。ホームページで情報発信している市町村もありますが、この14市町村では、主な情報発信のツールは子育てアプリとなっ

ています。次いでLINEやツイッターやインスタグラムとなっています。以上で資料2の説明を終わります。

(後藤委員長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様から何かございましたらお願いします。

それでは質問とその回答なども含めまして、今後の取組を事務局で検討してもらえたらと思いますのでよろしくをお願いします。

続きまして報告事項です。「青森県家庭福祉対策教育支援貸付事業」いわゆる「大学入学時奨学金」について事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局：資料3-1、資料3-2により説明】

(事務局：こどもみらい課)

引き続き委員からいただいた質問の回答に移らせていただきます。

【追加資料】の20番から22番について回答します。

20番につきましては、離婚調停中か否かにかかわらず、所得等の要件を満たした場合、申し込みが可能となっています。制度の周知につきましては、県内の高校3年生全員にチラシを配布しており、さらに市・県地方福祉事務所、児童養護施設等にも配布しております。青森県育英奨学会ではホームページで制度案内をしており、教育委員会では保護者向けの教育広報あおりけんにも掲載して制度を紹介しています。

また、大学入学時奨学金ですので、この制度は大学の編入学や高等専門学校5年生の方は対象としておりません。

さらに出願書類のサポートにつきましては、青森県育英奨学会から助言を行う他、先生方とスクールソーシャルワーカーの先生方で連携して御対応いただきたいと思います。

番号21番、22番につきましては、すべてにおいて見直しを行うことは難しいと思いますが、貴重な御意見として参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。以上で説明終わります。

(後藤委員長)

これまでのところで、さらに御意見や御質問がありましたらお願いします。

(吉田委員)

利用しやすい制度にしていいただければと思います。

(正部家委員)

あまり成績にこだわらず、やる気のある児童生徒が奨学金を使いやすくなれば良いと思います。

(下山委員)

本校においても、必要な生徒にはこのような制度を活用していければよいと思っています。

(後藤委員長)

すべての議事について御意見をいただきましたが、今回の議事についてはこれで終了したいと思います。

(こどもみらい課最上課長)

Zoomでの会議開催で、時間が超過してしまい、大変申し訳ございません。お詫び申し上げます。

今日の議論を振り返ってみますと、3点あると思います。1つは、教育と福祉でお互いによく知ることが非常に大事ではないか、特に鍵になるのは、スクールソーシャルワーカーの動きになると感じたところです。2つ目は、高校生の年代の子どもたちに対する支援ということです。中退の問題も含め、家庭環境の問題など様々ありますが、教育、福祉、労働あるいは青少年と様々な分野で取組がされているところですが、今の話を総合しますと、連携した支援の提供には結びついていないような印象を持ったところです。3つ目は、ひとり親家庭への制度の周知、あるいは利用の促進です。これが貧困対策にもなってきますが、第2次青森県子どもの貧困対策推進計画を着実に推進して行く中でこれら課題についても検討を引き続きしていきたいと考えております。

長時間に渡り、御意見・御議論をいただきありがとうございました。今後とも御協力をお願いし簡単でございますが、挨拶にさせていただきます。ありがとうございました。

(事務局：こどもみらい課)

では以上もちまして、青森県子どもの貧困対策等推進委員会を終了します。本日はどうもありがとうございました。